

令和2年度 いすみ市立夷隅小学校いじめ防止基本方針

本方針は、人権尊重の理念に基づき、夷隅小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的とする。

そこで、本校では、千葉県いじめ防止対策推進条例及びいすみ市いじめ防止基本方針を受け、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために「いすみ市立夷隅小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめ防止対策の基本理念

- ・すべての児童が「いじめは絶対に許されない」と正しく認識すること、いじめへの対処を理解し行動できる力を身につけることが、誰もいじめの当事者となることのない環境を整えるための中核である。
- ・学校を中心に、いじめを受けた児童・助けようとした児童の生命及び心身を保護することが何よりも重要である。
- ・児童が「いじめを放置しない」ことを可能にする環境づくりが必要である。

(1) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であり、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条より）以下「法」とする。）

いじめとは、本校内の児童がある児童を心理的、物理的に攻撃すること。
また、卒業生や学区内外で関わりのある幼児・児童・生徒も対象とする。

いじめられている子の心や体が傷ついたり、被害を受けて苦しんだりすることをいう。

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、チャット、ネット掲示板等のインターネットいじめも同じであり「ほかの子なら、この程度やられても平気だろう」という解釈はしない。その子が傷つけば、いじめとみなす。

(2) いじめの防止等のための対策における基本的な考え方

○いじめ問題に対しては、全職員の共通理解のもとで取り組むとともに、問題の対応にあたっては、責任をもって正確な状況把握と説明を行うものとする。

○学校の内外を問わず、いじめが行われることがないようにする。（「法」第3条より）

○いじめを行わないように、いじめを放置しないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響等、いじめ問題に関する児童の理解を深めるようにする。

（「法」第3条より）

○いじめを受けた児童の生命及び心身を保護するために、市、地域、家庭その他関係者の連携の下で、いじめ問題早期発見、適切かつ迅速な対応を行っていく。

(「法」第3条、第8条より)

○けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

○以下の点について認識していじめの防止等の対策を講じていく。

- ・いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。
- ・いじめは、すべての児童・学級・学校に起こり得る問題である。
- ・いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない。
- ・いじめの様態は様々である。
- ・いじめは児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ・いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ・いじめは、解消後も注視が必要である。
- ・いじめは、教師の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ・いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。

いじめ防止のための基本姿勢

- ①徹底していじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤学校と保護者、地域が協力して、事後指導にあたる。

2 学校いじめ対策組織について

(1) 組織対応の基本的な考え方

担任や一部の教職員だけで問題を抱え込むことなく、学校として組織的に対応する。

[共通確認事項]

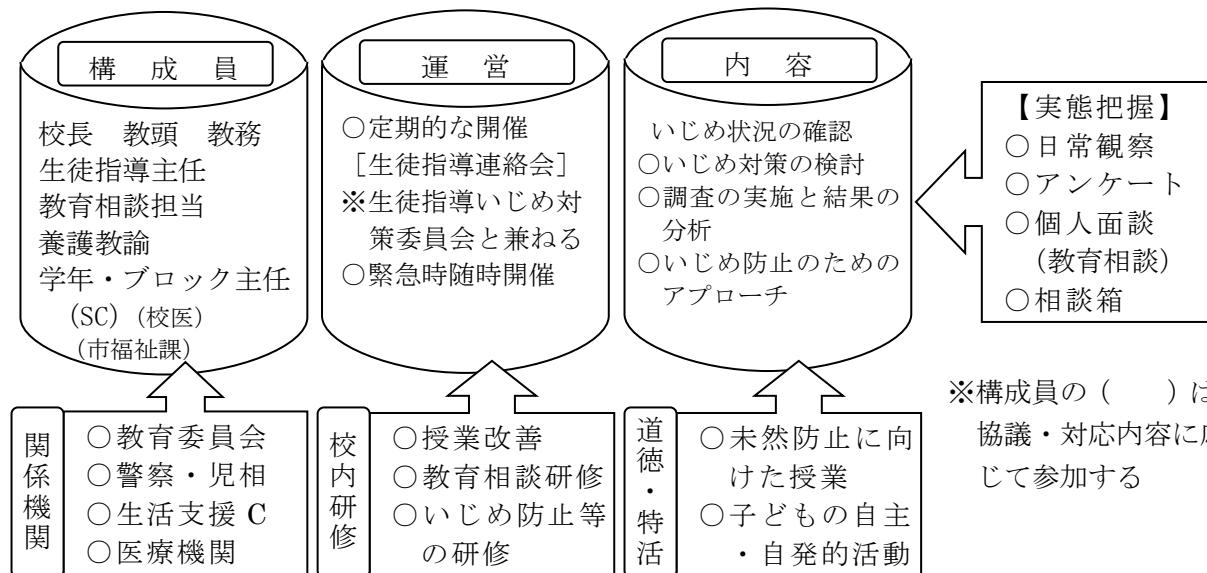
- ①いじめ問題は、早期発見や早期解決、未然防止に向けて、チームで対応することを原則とする。
- ②いじめ対策に同一歩調で取り組む組織（対策会議や校内委員会）とルールを作る。
- ③各学級で起きていることを校内生徒指導連絡会等で共有し、担任を学校全体でフォローする。
- ④問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しない。
(問題解決までの過程とは、「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」を指す。)
- ⑤時系列に沿って、経過の記録を残しておくこと。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

<組織の役割>

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録と共有
- 緊急会議における迅速な情報収集と共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施

<いじめ対策会議（生徒指導いじめ対策委員会と兼ねる）>



<いじめ対策担当>

氏名 ◎高梨 崇洋

- （役割）
①校長の命を受け、経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
②いじめ対策の校内全体計画や対応マニュアル等を立案する。
③いじめ対策会議の運営と、会議結果の全教職員への周知を行い、いじめ問題の「可視化」を推進する。
④個々の事例に関わる教職員への相談や助言、スクールカウンセラーや相談員との連絡調整を行う。
⑤ケース記録の集積と引継ぎを行う。

<いじめの発見、報告体制等、システム化しておくべきこと>

- ①いじめを発見した時の報告体制

発見者⇒ 学年・ブロック主任⇒ いじめ対策担当⇒ 管理職・いじめ対策会議構成員

- ②いじめ発見のための実態調査の方法

（アンケートや教育相談等の実施時期及び内容）

概要・いつ・どこで・だれが
何を・今後の方針（別紙）

- ③いじめの指導記録の共通化

- ④情報の可視化→情報の共有化→問題の意識化→解決に向けた協働体制の確立

- ⑤いじめ問題の確実な引継ぎ→いじめの再発防止→子どもを守る

- ⑥記録から見える課題の把握→いじめの発生しやすい時期、集団、人間関係、きっかけ、場所等

3 いじめの未然防止について

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことが、いじめの防止に繋がることを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

(1) いじめを許さない学校・学級づくり（学校の基本姿勢）

- ①「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換が必要であること。すべての児童を対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前のことを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動であることを共通理解して教育活動に取り組んでいく。
- ②いじめを受けた者を守るという意味だけの未然防止対策でなく、いじめを行わせないという意味での未然防止対策が必要である。
- ③「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底させること。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されないという認識、また、いじめを受けていることを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、児童にしっかりと定着させる。
- ④学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼関係の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について、児童が心から価値意識を感じるよう適切に指導すること。特に、学級経営、人権教育、道徳教育を通して、このような指導の充実を図る。また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものにする教育活動を行う。
- ⑤学級活動や児童会活動等の場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、行動できるようになるよう、主体的に取り組む教育活動を行う。

(2) いじめ問題の対応に必要な教員の姿勢

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

- ①人権意識を高める。
- ②いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ③いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないという認識に立ち、児童や保護者からの通報、他の教職員からの情報を真摯に受け止め対応する。
- ④児童によっては、いじめを原因に自ら命を絶つことがある、という最悪の事態を想定し、日ごろから教員やスクールカウンセラー等に相談できる体制が確立されていることを周知したり、気になる児童には教員から声をかけたりする。さらに、いじめ等、相談された内容については、解決に向け全力で取り組み、当該の児童を徹底して守る姿勢を伝え、安心感を与える。
- ⑤過度の競争意識や、勝利至上主義等が児童のストレスを高め、いじめを誘発すること

もあることを認識して指導に取り組む。

- ⑥教職員の不適切な発言(差別的発言や児童を傷つける発言等)や体罰がいじめを誘発、助長することもあることを認識して指導に取り組む。

(3) **いじめの未然防止に向けた手立て**

①学級経営の充実

- ア 児童に対する教師の受容的・共感的态度により、子ども一人一人のよさが發揮され、障害・国籍・疾病等による差別心をもたず、互いを認め合う学級を作る。
イ 児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気ある学級集団づくりをすすめる。
ウ 正しい言葉遣いができる集団を育てる。
(いじめの大半は言葉によるものであるため、人権意識を欠いた言葉遣いには適宜指導を行う。<例> 「キモい」、「ウザい」、「死ね」)
エ 定期的に行う生活アンケートや学力・学習状況調査の質問紙調査の結果、児童の欠席・遅刻・早退の回数、日常の児童観察（普段と異なる表情や体調不良等）から実態を把握し、変化の兆候を素早くつかむとともに早期対応につなげる。
オ いじめ防止のアプローチとして、「今月の歌、心の教育相談、あいさつ運動」等の実施を検討する。

②授業中における児童指導の充実

- ア 『生徒指導の機能を生かした授業づくり』（「自己決定の場」、「自己存在感自覚の場」、「共感的人間関係づくり」）をすすめる。
イ 「楽しい授業」、「わかる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。
ウ 発言や集団への関わりに消極的な児童に対する適切な支援を行い、満足感や達成感、連帯感がもてるようにする。

③道徳授業の充実

自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成等、いじめ防止に深く関わりのある題材を取り上げることを指導計画に位置付け、いじめをゆるさない心情を深める授業を工夫する。（県DVD教材の積極的な活用を図る）

☆道徳年間指導計画に、『いじめ防止』と加筆して、計画的な指導を行う。

児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための研修を推進するとともに、地域の実態に応じた道徳教育を推進するため、地域教材を取り上げたり、外部講師の活用を図ったりする。

④学級活動の充実

- ア 話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
イ 学級内のコミュニケーションを活性化するため、「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等を活用し、社会性を育てる。
ウ ソーシャルスキルトレーニング等を活用し、人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を身につけさせる。

⑤学校行事の工夫

児童が取り組むことを通じて、達成感や自己有用感、感動、人間関係の深化が得られるよう工夫して企画、実践をする。

⑥児童会活動の工夫

児童が主体となって、自らいじめ問題の予防と解決に取り組めるよう、児童会活動を活用する（児童集会、縦割り班清掃等）。

⑦生命尊重やいじめ防止を目的とした強化月間等における取組の充実

千葉県における「いじめ防止啓発強化月間（4月）」、「子ども・若者育成支援強調月間（11月）」、「いのちを大切にするキャンペーン期間（1学期）」、「いじめゼロ子どもサミット」で採択した『いじめゼロ宣言』」等を活用し、学校全体や学年・学級単位で生命や人権を尊重する取組、いじめ防止に向けた取組を具体的に行う。また、各取組の詳細については、担当者から提案されるものとする。

「24時間いじめ相談ダイヤル」等の相談機関の周知徹底に取り組む。

⑧情報モラル教育の充実

パソコン、携帯電話を使って、意図的または無自覚にいじめを行う者やいじめを受ける者になるケースがある。情報教育の授業のほか、道徳、学級活動等の中で関連性をもたせながら情報リテラシーや情報モラルに関する教育の充実に取り組む。

⑨発達障害のある子ども等へのいじめを防ぐ

アスペルガー症候群、ADHD等の発達障害のある子どもに対するからかい等から、いじめへの発展を防止するため、スクールカウンセラー等の専門職を交えて、教職員間で障害特性の理解や具体的な関わりの共通認識をもとに、周りの児童への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫する。

⑩海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

⑪性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知する。

⑫東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童に対する未然防止・早期発見に取り組む。

⑬⑨～⑫に該当する児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

⑭地域や家庭との連携

児童及び保護者、地域に、いじめを防止することの重要性について理解を深めるための啓発を行う。「開かれた学校づくり委員会」や「学校を核とした『県内1000か所ミニ集会』」を活用し、社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、地域や家庭との連携を図る。

⑮人材の確保及び資質向上

研修の充実を通じた教職員の資質の向上、教職員配置の充実に取り組む。

4 いじめの早期発見について

(1) アンケート調査の実施と分析

○いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得るとの認識のもと毎月、月末にアンケート調査を実施する。

○「生活アンケート調査」の内容で行う。

(2) 面談の実施

- 各学期に児童との面談を実施する。
- 児童が面談を希望する時には即時面談をする。

(3) 保護者調査の実施

- 年に2回、アンケート調査を実施する。
- 子どもの変化をとらえた場合には、家庭での様子を確認する等、連絡・相談する。

(4) 複数の目による発見

- 休み時間や昼休み、放課後に巡回を積極的に行い、気になる様子に目を配る。
- 言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合は、教員から声をかける。
- 教室から職員室へ戻る経路を変えたり、トイレや特別教室付近等を確認したりする。
- 不登校児童の原因を調査し、学校復帰への支援をする。

5 いじめの相談・通報について

(1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口

- 意見箱や悩み相談箱を設置する。
- 担任はもとより、養護教諭、話しやすい教職員に伝えてよいことを知らせる。
- スクールカンセラーへの相談の申し込み方法を知らせる。

(2) 学校以外のいじめの相談・通報窓口

- 学校の電話番号や代表アドレスを周知し、様々な方法で相談できることを知らせる。
- いじめ相談室・電話相談等へのいじめの訴えや相談方法を児童、家庭に周知する。

・ 24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
・子どもの人権110番（月一金 8:30~17:15）	0120-007-110
・ヤングテレホン少年相談窓口（月一金 8:30~17:00）	0120-783-497

(3) 匿名による訴えへの対応

- 解決するためには、氏名等の情報を得る必要があることを伝え、秘密を厳守することを周知する。

(4) 保護者や地域等からの情報提供

- いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者、地域に周知し、情報提供に協力を求める。
- 保護者・民生児童委員・主任児童委員・青少年育成会等への協力依頼をする。
- いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知する。
- その他の関係機関と積極的に連携を図る。

6 いじめを認知した場合の対応について

いじめの兆候を認知した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をするとともにいじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、近接学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守ることが必要である。

認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行い、ただちに学級担任、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告をする。

学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない（法第23条第1項）。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじ

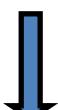
め対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反する。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

- 「いじめ対応チーム」を招集する。
- いじめられた子どもを徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）

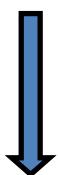
(フロー図)

いじめ情報のキャッチ



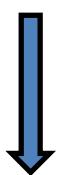
- 常に児童の動向等に注意を払う。
- 「いじめではないか」という視点をもつ。
- 噂等を聞いた場合は関係教職員と相談する。

正確な実態把握



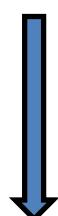
- 当事者双方、周りの子どもから聴き取り、記録する。
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

指導体制、方針決定



- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

子どもへの指導・支援



- いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた子どもに、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

保護者との連携



- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応についての検討

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

(2) 保護者との連携

①いじめを受けた児童の保護者との連携

- ア 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い、学校で把握した事實を

正確に伝える。

- イ いじめを受けた児童を、学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
 - ウ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者から児童の様子等について情報提供を受ける。
 - エ いじめの全貌が分かるまで、いじめを行った児童の保護者への連絡を控えることを依頼する。
 - オ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- ②いじめを行った児童等の保護者との連携
- ア 事情聴取後、児童を送り届けながら家庭訪問を行い、事実を経過とともに伝える。
 - イ いじめを受けた児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
 - ウ 指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
 - エ 誰もが、いじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
 - オ 事実を認めなかつたり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の児童を思う信念を示し、理解を求める。

③保護者との日常的な連携

- ア 年度当初から、学校のホームページや保護者会等で、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法等を周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- イ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめを受ける側、いじめを行う側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

(3) 教育委員会への報告及び関係機関との連携

①具体的な関係機関との連携による対応

- 「いじめ調査定例報告」を教育委員会に報告する。
 - 深刻ないじめ問題が生じた場合は、速やかに教育委員会へ報告（相談）する。
 - 警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠であるため、情報提供に努める。
- ②いじめ対策会議による対応 ※P 3『いじめ対策会議組織図』参照
- いじめ対策会議の構成員は、校長、教頭、教務、生徒指導担当を中心に、ブロック主任や養護教諭、カウンセラー等をメンバーとして設置する。なお、構成員は学校規模や実態等に応じて柔軟に対応することも考えられる。
 - いじめ対策会議は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

③関係機関との連携

- 学校は、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るため、平素から、担当者の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておく。
- 事案の内容や必要に応じて、関係部署、児童相談所、学識経験者、警察関係者、学校医、弁護士等の出席を要請する。
- 事案の内容や必要に応じて、スクールソポーターを要請し、学校の加害児童に指導する際の助言、いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催等、加害児童への注意・説諭等の支援を求める。
- 事案の内容や必要に応じて、児童相談所に相談し、児童相談所、学校それぞれの機能に基づき役割分担を協議し、連携して対応する。
- PTAや地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。

7 指導について

いじめの状況、きっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。

聴取は、いじめを受けた者、周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)、いじめを行った者の順に行う。

また、徹底的な事実の究明よりも、支援・指導に力点を置いた対応を心掛ける。いじめの関係者へは以下のように指導するものとする。

(1) いじめを受けている児童への対応

① 基本的な姿勢

○いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方となり、守り通すこと約束する。

○子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

② 事実の確認

○担任を中心に、児童が話しやすい教員等が対応する。

○いじめを受けた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

③ 支援

○時間や場を確保し、じっくりと聞く態勢を整え、安心感を与える。

○学校は、いじめを行う児童を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。

○自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童のよさや優れているところを認め、励ます。

○いじめを行う児童との今後の付き合い方等、行動の仕方を具体的に指導する。

○学校は、安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師等の連絡先、または相談機関の連絡先を教えておく。

○「君にも原因がある」とか「がんばれ」等という指導や安易な声かけはしない。

○いじめ問題が原因で、当該児童やその保護者が転学を希望する場合には、上記のような支援を具体的に行い、いじめ問題の解決に向けた環境整備や再発防止の取組について理解を促す。

④ 経過観察等

○連絡帳の交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。

○自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

(2) いじめを行った児童への対応

① 基本的な姿勢

○いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。

○自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

○心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにする等、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。

② 事実の確認

○対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。

○話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

③ 指導

○いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。

○自分がいじめを行ったことの自覚をもたせ、責任転嫁等を許さない。

○いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせる等しながら、今後の行動の仕方について考えさせる。

- 不平不満、本人の満たされない気持ち等をじっくり聞く。
- いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめを受けている児童を守るために、いじめを行った児童に対し出席停止の措置を講じたり、警察等関係機関の協力を求めたり、厳しい対応策を取ったりすることも必要である。
- 出席停止の措置を講ずる場合には、その後の展望について指導プログラムを作成し、順序を追って適切な指導を行うとともに、教育委員会や保護者間で十分な共通理解及び連携を図る。

④経過観察等

- 連絡帳や面談等を通して、教員との交流を続けながら変化や成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

(3) 傍観したり周囲にいたりした児童への対応

①基本的な指導

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教員が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

②事実の確認

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」等というものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。
- いじめを告げたことによっていじめを受けるおそれがあると考えている児童を徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示す。

③指導

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者である事実を受け止める。
- いじめを受けた児童は、傍観したり、周囲にいたりした児童の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣い等について振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

④経過観察等

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

注) 常に以下に示していることに注意して行う

事情聴取の際の留意事項

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所等に配慮する。
- 関係者が複数いる場合は、個々に聴取を行う。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復等が起こらないように細心の注意をはらう。
- 聴取を終えた後は、教員が保護者に直接説明を行う。また、事案の内容や児童の様子によ

り当該者を自宅まで送り届ける等配慮する。
事情聴取の段階ではならないこと

- いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- 注意、叱責、説教だけで終わること。
- 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

(4) いじめの「解消」について

いじめは単に謝罪をもって、安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

②被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に深く観察する。

9 重大事態への対処について

(1) 重大事態についての基準（法28条）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

〈生命、心身又は財産に重大な被害〉

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。ただ

し、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

○地方公共団体の長等への報告(法29条～31条)

(公立の学校) 当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

※重大事態が起きた場合の対応については、国が示したフローチャート(※P17)に従い、学校の設置者の判断に応じて動きます。

(2) 発生した場合の連絡体制、初動(「策定の手引き」)

①学校内及び教育委員会への報告

○発見者→担任→学年・ブロック主任→生徒指導主任→教頭→校長→教育課長→教育長→市長
※順序を示しているが、緊急時には、臨機応変に対応。

※一報後、改めて、文書により報告する。

※フローチャート(P17)を参考とする。

連絡先電話番号	教育課長	0470-62-3621
	教育長	0470-62-3621
	市長	0470-62-1111

②必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報する。

○いじめが児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害があると判断したときは、すみやかに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③学校いじめ組織の招集

○「学校いじめ防止対策の組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

④具体的な調査方法

○いじめ行為の事実関係を、網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係をすみやかに調査する。

○いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して情報を適切に提供する。

⑤警察への通報等関係機関との連携

○警察、教育委員会、地方自治体、心理や福祉の専門家、児童相談所、弁護士、医師、スクールサポーター・教員・警察官経験者等。

(3) 調査について

①調査主体

○調査主体をどこに設置するかは、いすみ市教育委員会が判断する。

○事案の特性やこれまでの経緯、いじめを受けた児童またはその保護者が望む場合には、学校における調査(調査主体を教育委員会に置く場合も含む)に並行して、市長またはいずれかの部局による調査も想定する。この場合は、調査主体同士が密接に連携し、適切に役割分担を図る。

・学校主体では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合。

・学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合。

○学校が調査主体になる場合でも、調査内容や人的措置等、教育委員会の協力を得る。

②組織

○学校は、そのいじめ事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかに組織を設ける。

○この組織の構成については、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公性・中立性が確保されるよう努める。

(4) 調査の実施について

①事実関係を明確にする

○重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような様子であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

○この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでない。学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図る。

②いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

○いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童を守ることを最優先とした調査実施を行う。(例:質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

○調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

○いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

③いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

○児童の入院や死亡等、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

○調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行っていく。

(自殺の背景調査における留意事項)

○児童の自殺という事態が起こった場合の調査については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

○背景調査に当たり、遺族が当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

○在校生及びその保護者に対しても、全校集会や保護者説明会を設定し、できる限り配慮と説明を行う。

○死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

○詳しい調査を行うにあたり、学校は遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組

- 織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておく。
- 調査を行う組織については、専門的知識及び経験を有する第三者とし、職能団体や大学、学会からの推薦等により、当該調査の公平性・中立性を確保する。
 - 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
 - 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供をする。
 - 亡くなった児童の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道のあり方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。
 - 初期の段階で情報がないからといって、「トラブルや不適切な対応がなかった」と決めつけない。

(5) 調査結果の提供および報告

①いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

- 学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。
- これらの情報の提供にあたって学校又は教育委員会は、他の児童のプライバシーに配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。

(6) 市長への調査結果の報告

- 調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。
- 市長による再調査があれば、調査実施に協力する。

(7) その他の留意事項

- 関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動搖が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるため、児童や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

10 公表、点検、評価等について

(1) ホームページでの公表

- 学校いじめ防止基本方針をホームページ上で公開する。

(2) 年度末の評価と公表

- 学校評価の項目に加え、年度末に評価・公表を行う。

(3) 年度ごとにいじめに関する取組の評価及び次年度の対応の在り方を検討する。

- 年度ごとにいじめ問題への取組を保護者、児童、所属職員等で評価することを定める。

1.1 いじめ防止対策に係る年間指導計画

月	主な内容	月	主な内容
4	いじめ防止啓発強化月間 いじめ等問題行動に対する学校方針の検討	10	生徒指導連絡会
5	教育相談週間 生徒指導連絡会	11	教育相談週間 生徒指導連絡会
6	いのちの大切さに関する標語作り 教育相談週間 生徒指導連絡会	12	生徒指導連絡会
7	保護者との情報交換（個人面談） 生徒指導連絡会 いじめ0宣言	1	学校生活アンケート (セクハラ・体罰実態調査を含む) 生徒指導連絡会
8	人権についての職員研修	2	教育相談週間 生徒指導連絡会
9	生徒指導連絡会	3	生徒指導連絡会
備考	いのちを大切にするキャンペーン（年間） 心のポスト（年間） 生活アンケートの実施（毎月末） 道徳映像資料の活用（年間） 豊かな人間関係づくり実践プログラム（4回）		

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合等は、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える等の方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

※いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出等、調査に協力